

1. はじめに

本邦の企業がフランスに現地法人を設立し、あるいは現地企業との合弁会社を設立した場合、本邦の本社の意向を伝える連絡役として、本邦から現地法人ないし合弁会社に取り締役を派遣することがある。またビジネスのつながりがある現地企業と関係を一層緊密にするために資金面で出資するとともに、さらに人的関係を強めるために、本邦の本社役員を現地企業の「非常勤取締役」あるいは「社外取締役」に就任させることがある。

現地企業が順調に運営されている限り、フランスの企業の実務取締役として就任していることが問題になることはない。しかし、この企業が一旦倒産したとなれば話は別である。フランス企業の実務取締役の責任は重く、取締役への就任には大きなリスクが伴うことを予め十分に認識しておくべきである。取締役の誤った経営判断が原因で企業が倒産した場合、フランスでの倒産手続を規定する「企業の会社更生・法定清算に関する 1985 年 1 月 25 日法律 85-98 号」（以下「85 年法」という）⁽¹⁾の 180 条⁽²⁾に基づき、裁判所は取締役に対して個人財産をもって会社の債務を填補するよう命ずる可能性があるからである。この債務填補責任追及の訴えは、一般に負債穴埋め訴訟（*action en comblement de passif*）と呼び慣わされている。

当該取締役に十分な資産があれば別であるが、個人財産で払いきれない場合には、取締役本人が個人破産することもありうる。日本の企業の場合には、本人の自発的な意思で現地企業の実務取締役に就任することは稀で、大方の場合には本邦の会社から取締役に就任するように業務命令を受けて、現地企業の実務取締役に就任しているものと思われる。このような個人に対して債務填補を強いることは、一般常識に適うものとは言えないが、フランスの裁判では必ずしも斟酌されるとは言い難い⁽³⁾。

85 年法上の債務填補責任追及の訴えが提起された場合に、例えば現地から遠く離れた日本にいたので現地の実務取締役会には出席しておらず、従って取締役会の誤った経営判断に加わらなかったと主張することが考えられるが、これはなんら反論にならず、取締役としての監督責任を放棄したとして、責任の立証を助ける結果となる。フランスの「商事会社に関する 1966 年 7 月 24 日法律 66-537 号」（以下「フランス会社法」という）⁽⁴⁾には「非常勤取締役」あるいは「社外取締役」という概念は存在せず、フランス企業の実務取締役は、取締役会に毎回必ず出席し、会社の経営を監督しなければならないからである⁽⁵⁾。仮に倒産の原因が取締役の故意・過失によるものであったと看做された場合には、債務填補責任では終わらず、破産犯罪として禁錮刑と罰金刑を課される恐れもある。

さらに、85 年法には個人取締役本人のみならず、現地企業に出資していた本邦の会

社に対しても債務填補を命ずる可能性がある⁽⁶⁾。個人取締役は単なる代理人であり、本邦の会社が実質的に現地企業の経営に当たっていたと看做されれば、個人取締役のみならず、本邦の会社にも倒産に責任があるとされるからである。一般に株式会社の株主は出資金額を限度とする有限責任のみを負うと理解されているから、倒産の結果出資金が戻らず、損失を蒙ることは理解できるであろうが、85年法はさらに倒産した企業の債務まで負担させる可能性を予定しており、本邦の常識では理解し難い面がある。しかし、現実に85年法180条に基づいて、外国の株主が債務填補を命じられた事例がある。

本邦の破産法には、倒産した企業の取締役あるいは実質的な経営者と看做された株主に対して直接に倒産した企業の債務負担を命ずる規定はない。これに比べると、フランスの85年法は企業経営者の責任を厳格にしていると言うことができる⁽⁷⁾。安易な破産を許さないという意味で、モラル・ハザードの法的な防衛装置として機能していると言えよう。

本稿では、フランスの85年法に特殊な取締役債務填補責任について、判例および手続等を概観する。フランスでは倒産事件に対して極めて実際的な解決が図られているが、これは法人取締役制度、商事裁判所制度と言ったフランス特有の制度の存在が影響していると考えられ、これら特有の制度の現状および改正の方向についてあわせて説明する。

2. 取締役倒産責任の例

取締役の債務填補責任追及の訴えに関わる最近の判例は以下の通りである。

(1) ナザ社倒産事件⁽⁸⁾

ナザ社は、ティエリー・ブリソー氏の創業になるパリ地区の家電量販店グループであった。地元資本のフィブ・リール社が流通業界への参入を狙って、1983年末に同社の資本の51%を獲得して、筆頭株主となり、経営は引続き創業者のブリソー氏に任せることとなった。また同社には英国の投資会社チャーターハウス社が5%のマイナー株主として参加していた。

ナザ社は拡大戦略を展開し、本社を持ち株会社に改組するとともに、国内店舗網を広げ、一時は傘下に子会社94社を有するまでに至ったが、この頃から業績が伸び悩むようになった。このため、筆頭株主のフィブ・リール社はナザ社に対して最大時には、5億3千万フランに達する資金を供与し、支援に乗り出した。しかし、ナザ社グループは証券取引所に上場されたため、それまでグループの中長期資金の調達源であったCEPME（フランス中小企業金融公庫）の制度金融を受ける適格性を失い、新店舗建設等の中長期資金を短期借入で繰り回すようになって、キャッシュ・フローが悪化した。このころからグループ会社間で融通手形をやり取りすることも見られるようになった。1986年10月23日に至り、パリ商事裁判所は同社について会社更生の開始を決定し、管財人を選任した⁽⁹⁾。倒産時の同社の取締役は、株主フィブ・リール社とチャーター

ハウス社（法人取締役2社）、フィブ・リール社の経営陣3人、創業者ブリソー氏他1人の個人5人、合わせて7者が就任していた（法人取締役と後述の常任代表については後掲4。を参照）。

会社更生開始時点ではナザ社の債務は、銀行借入8億1千万フラン、筆頭株主フィブ・リール社の融資3億6千5百万フラン、その他株主融資2千7百万フラン、未払債務2億5千2百万フラン、未払税金4億1千万フラン、社会保険料等3千4百万フラン、賃借料2億9千万フランの合計21億8千8百万フランとされた。

1986年12月、パリ商事裁判所は管財人から提出されたレフェレ⁽¹⁰⁾に基づいて鑑定を命じ、1989年6月には専門家による財務状況に関わる鑑定調書が提出された。1989年10月16日、管財人と債権者代表はパリ商事裁判所に、ナザ社の取締役等を相手として85年法180条に基づく債務填補責任追及の訴えを起こした。

この訴えに対して1991年1月18日、パリ商事裁判所は判決で被告取締役に対して、総額5億フランの支払いを命じた。判決は、ナザ社の取締役と経営幹部の責任を認め、経営への関与の濃淡に応じて取締役と経営幹部を3つのグループに分け、それぞれのグループ毎に債務填補を命じた。まず、ナザ社の取締役総員7者のうち法人と個人の合計4者を送り込んでいた筆頭株主フィブ・リール社と同社の経営者で構成される第一グループに、4億6千8百万フランを連帯して支払うように、またナザ社の創業者のブリソー氏と営業店長たちで構成される第二グループに、3千万フランを連帯して支払うように、5%出資のマイナー出資者であった英国の投資会社チャーターハウス社には、2百万フランを支払うように命じた。

被告らは第一審判決を不服として、パリ控訴院に控訴した。1991年6月18日、パリ控訴院はナザ社の法人取締役2社と個人取締役5人、さらに法人取締役チャーターハウス社の常任代表であったタンクレード氏、同じくフィブ・リール社の常任代表のノルマン氏の合せて9者に対して、総額4億フランの連帯責任を命ずる判決を出した。

控訴審は判決で、ナザ社グループの破綻は筆頭株主のフィブ・リール社と経営者のブリソー氏が会社の経営上、ミスをおかしたことが原因であるとしたが、取締役会はフィブ・リール社とブリソー氏の経営方針を黙認してきたのであるから、同社の経営について第三者の過誤を招いた責任は取締役全員が負うべきであるとした。第一審のパリ商事裁判所は、ナザ社の経営への関与の度合いに応じて、取締役等を3つのグループに分けたが、パリ控訴審は、当事者等の関係が複雑過ぎて、個々の取締役の責任の軽重を判断できないとして、取締役全員に等しく連帯責任を命ずることとした。1995年1月3日、破毀院はパリ控訴審の判決を支持し、同判決が確定した。

この判決が注目されるのは、5%の僅かな株主に過ぎなかった英国の投資会社チャーターハウス社も含めて、連帯して4億フランを支払うように命じられたことである。敗訴した被告9者のうち、7人は個人であり、また筆頭株主で法人取締役であったフィブ・リール社は業況が芳しくなく、5%出資のマイナー株主に過ぎないチャーターハウス社

が重い負担を負った。

(2) ラロッシュ社倒産事件⁽¹¹⁾

南フランス、ロット・エ・ガロンヌ県のラロッシュ兄弟は、伝統的に家族で食品加工業を営んできた。そこに1990年6月にフランス有数の大企業であるエルフ・アキテーヌ社が資本参加し、ラロッシュ兄弟などの現物出資4億3千万フランとエルフ・アキテーヌ社の子会社であるソフィパ社からの現金出資2億4百万フランをもとにして、経営を近代的な株式会社形態に改組した。その際、ソフィパ社はラロッシュ社の株の20%を握り、同社の法人取締役役に就任するとともに、さらに個人取締役2名を送り込み、同社の取締役7人のうちソフィパ社だけで3者を占めることとなった。

その後、ラロッシュ社は周辺地区の同業者を次々に買収し、積極経営を展開したが、こうした積極経営が裏目に出て、85年法148条の1に基づき、1992年に管轄のヴィルヌーブ・シュール・ロット商事裁判所はラロッシュ社の清算を宣告し、法定清算人を指名した。同清算人はラロッシュ社の法人取締役であったソフィパ社（その後ソフィパ社は改組され、ロカトム社とソジェラプ社の2社が実質的な被告となった）を相手に、85年法180条に基づく債務填補責任追求の訴えとフランス民法1382、1383条の不法行為責任に基づく損害賠償請求の訴えを起こした。ラロッシュ社の負債は5億2千万フランに上ると見積もられた。法定清算人は、ラロッシュ社が無理な投資を行ったために資金が枯渇し、經常資金が不足したため、債務の弁済ができなくなったとして、取締役役に経営判断の誤りがあったと主張した。

1996年2月16日、管轄の商事裁判所は、民法1382条に基づく不法行為による損害賠償請求を棄却する一方、85年法180条に基づく請求については、ロカトム社とソジェラプ社の被告2社の責任を認め、両社に対して法定清算人に3億7千5百万フランを支払うように命じた。

被告ロカトム社、ソジェラプ社2社はこれを不服として、アジャン控訴院に控訴したが、1998年1月19日、同控訴院は第一審判決を支持し、判決が確定した。

この事件の問題点は、エルフ・アキテーヌ社の子会社の出資比率が20%にとどまっていたにも拘らず、両社がラロッシュ社の負債のほとんどを負担させられたことである。ロカトム社、ソジェラプ社2社はラロッシュ社の取締役数7のうち3者を占め、このために実質的に経営責任があると看做されたものである。なお、ロカトム社、ソジェラプ2社は実際にはラロッシュ社の取締役会に出席していなかったが、ラロッシュ社の誤った経営方針決定を黙認し、明確な反対の意思表示をしなかったことは誤った経営判断に加わったことを意味するとして、責任を追求された。

(3) コミパール社倒産事件⁽¹²⁾

コミパール社は、1991年に元パリバ銀行の副頭取であったジェラルール・エスケナー

ジ氏が設立した投資会社であり、金融を中心に複数の企業への投資を行っていた。設立から約1年後の1992年の中頃、パリバ時代の僚友であるピエール・ムーサ氏が主宰していた金融グループであるパラス・グループと合併し、同時にコミパール社とパラス・グループの投資銀行部門を一本化した(合併後もコミパールの名称は変更しなかったため、混乱を避けるため合併後のコミパール社を新コミパールと呼ぶこととする)。コミパール社との合併に先立って、パラス・グループ傘下のバンク・パラス・フランスは1980年代後半に折からの不動産ブームに乗って、積極的に不動産投融资残高を積上げていた。しかし、1992年頃から不動産市況は反転したため、真っ向から市況悪化の影響を受け、グループの投資銀行の自己資本は減少を続けた。ついに1995年6月、銀行監督当局である銀行委員会(Commission Bancaire)は、「金融機関の業務と監督に関する1984年1月24日法律84-46号」(フランス銀行法)44条に基づいて、同投資銀行に臨時管財人を送り込み、管理下に置いた。その後臨時管財人は、パリ商事裁判所に対して、同投資銀行について会社更生を申立て、1995年6月30日商事裁判所は会社更生開始の決定を行った。

その後商事裁判所はグループ中核の新コミパール社に対して、「企業の危機の予防と和解的整理に関する1984年3月1日の法律84-148号」(以下「84年法」という)⁽¹³⁾の35条に基づく調停手続(règlement amiable)を取ることにし、調停人を指名した。調停人は数度にわたり、新コミパール社、グループの投資銀行の債権者らとの調停案を起案し、関係者に諮ったが、全体の合意を得ることができなかった。調停不調を理由に、商事裁判所は、1996年2月に、今度は85年法に基づいて、新コミパール社に対し会社更生の開始を決定し、新コミパール・グループ全体が事実上倒産した。

この更生開始決定では、司法管財人、債権者代表が指名され、再建案をまとめるための準備期間として1996年8月までの約5ヶ月が設定された。司法管財人は新コミパール・グループの会社更生計画を練り、株主各社、債権者等と協議を重ね、準備期間も2回延長されるという異例な扱いを受けたが、結局再建案はまとまらなかった。準備期間は1997年2月末に終了したが、同日パリ商事裁判所は新コミパール社と投資銀行および子会社の全資産を混同(confusion de biens)した上で、85年法148条の1に基づき、グループ全体の清算を宣告し、それまで新コミパール社の債権者代表を務めていた者を法定清算人に任命した。

新コミパール社の社長エスケナージ氏などは清算決定を不服として、パリ控訴院に控訴したが、1997年4月にパリ控訴院は第一審を支持する判決を出し、清算が確定した。

1997年7月、新コミパール社の法定清算人は新コミパール社の取締役と株主を相手として、85年法180条に基づく債務填補責任追及の訴えを起こした。株主各社はコミパールの「登記上の取締役」ではないが、実際には株主各社は個人取締役を「常任代表」として送り込んでいたので、事実上「法人取締役」であったと主張し、法定清算人は取締役全員と個人取締役を派遣していた株主全社にコミパール・グループ全体の債務の

填補を求めた。

1997年10月以降、パリ商事裁判所では数回の協議期日が持たれたが、1998年6月に原告の法定清算人と被告株主各社との間の和解が成立した。さらに、1998年9月にはパリ商事裁判所は *jugement* によって和解を承認 (*homologuer*) し、控訴期間を経て10月中旬に和解が確定した。

なお、コミパール社倒産事件では法定清算人から、子会社の投資銀行に関わる1995年6月30日の会社更生開始決定は1995年6月22日を倒産日であると仮決定したが、実際には1993年12月末にはすでに倒産状態にあったとして、85年法9条に基づく「倒産日確定」の訴えが出されていた。パリ商事裁判所は1998年5月この訴えを認め、子会社の投資銀行の倒産は85年法9条が認める最長期間の18ヶ月間遡及し、1993年12月末とされた⁽¹⁴⁾。

3. 85年法180条の取締役の倒産責任

(1) 本邦の取締役倒産責任との違い

本邦でも、破産会社が合名会社または合資会社の場合には、社員は無限又は一定の限度で、直接に、会社の債権者のために会社の債務を弁済する責任があるが、株式会社の場合には取締役による会社の責任財産の補充の義務はない⁽¹⁵⁾。破産会社が株式会社の場合、本邦商法266条1項1号から5号は、取締役の会社に対する損害賠償義務を規定し、同266条の3は、取締役の第三者に対する損害賠償義務を規定している。同266条の訴えは、当該会社の監査役(同275条の4)または破産管財人⁽¹⁶⁾が行い、同266条の3の訴えは損害を蒙った当該第三者が行う。なお、会社更生、会社整理、特別の清算の場合には取締役の責任追及の簡易な手続として、損害賠償請求権の「査定制度」が認められている(会社更生72条1項1号、商386条1項8号、454条1項5号等)⁽¹⁷⁾。

これに対して、フランス民法1382条は不法行為責任を規定し、フランス会社法244条は取締役に法令・定款違反があった場合、または経営判断を誤った結果、会社ないし第三者に損害を与えた場合、取締役は会社ないし第三者に対して損害賠償義務があると規定している。またフランス会社法245条は、取締役が会社に損害を与えた場合、監査役ないし株主は単独でまたは株主代表訴訟によって当該取締役を訴えることができると規定しており、これは本邦商法267条の「株主代表訴訟」に比べることができ、ここまでは概ねフランス法と本邦法は大きく異なるものはない。

フランスではこれに加えて「取締役の債務填補責任」を規定している点が、本邦との大きな違いであり、取締役に合名会社の無限責任社員に匹敵する責任を負わせるものである。

(2) 85 年法 180 条規定

85 年法 180 条の特異な点を列挙すると下記の通りである。

①85 年法は、債権者代表ないし法定清算人、共和国検事に債務填補責任追及の訴えの権利を認め、さらに商事裁判所は職権で取締役は債務填補を命ずることができることとされている⁽¹⁸⁾。

②85 年法の債務填補責任追及は、会社ないし第三者が蒙った個々の損害を対象とせず、倒産企業の資産では賄うことのできない債務全体の填補を目的とする。前記の倒産事件 3 件ではいずれも債務超過額の填補を求めて訴えが提起された。

③85 年法は、登記上の取締役のみならず、事実上の取締役と看做されたものに対しても債務填補を命ずることがある。前記のナザ社倒産事件では個人取締役、法人取締役、倒産した会社の経営幹部が訴えられ、ラロッシュ社倒産事件では法人取締役が訴えられたが、これらはいずれも商業登記に取締役として記載された「登記上の取締役」であった。一方、コミパール社倒産事件では、個人取締役を送り込んでいた法人株主は「事実上の法人取締役」であったとして、その責任を問われることになった。コミパール社事件は和解で解決されたために、「事実上の法人取締役」についての商事裁判所の判断は明らかにされなかったが、過去に法人株主が個人取締役を派遣していたために、「事実上の取締役」と看做された判例がある (T. com. Paris 3 nov. 1975, CA Paris 19 dec. 1995)。これらの判例は、取締役に就任していた個人と株主の会社との間の雇用契約あるいは個人と株主との間の報酬契約を理由として、株主会社が個人を道具として出資先の会社の経営に関与したと判断したものである⁽¹⁹⁾。また、「事実上の取締役」としての判断基準は必ずしも出資関係に限らず、例えば事業化計画を策定し、投資家や融資銀行の発掘に協力したコンサルタントを「事実上の取締役」と認めた判例がある (CA Toulouse 25 jan. 1993)。

④85 年法の債務填補責任追及の訴えの要件は、会社が倒産し、会社の資産が債務全額を支払うに足りず、当該取締役が資産不足を招くような経営判断のミスをおかしたことであり、これらの事実は原告が立証しなければならない。しかし、判例では個々の取締役がどのように経営判断に関与したかを評価することは少なく、取締役会の経営判断が倒産の原因となったかを責任の有無の判断の基礎とする。取締役が取締役会の場で経営判断に積極的に異議を述べなかった場合には、その取締役は取締役会の経営判断に賛成したものと看做される⁽²⁰⁾。フランス会社法でも取締役会が合議機関と理解されていることと無縁ではないと思われる。前記の倒産事件 3 件に関して言えば、被告は必ずしも積極的に経営に関与していたわけではない。ナザ社に出資していたチャーターハウス社の目的は、ポートフォリオ・インベストメントであって、経営に関与する意図はなかったであろう。しかし、チャーターハウス社はナザ社の取締役会に常任代表を出席させ、取締役会の積極拡大方針に積極的に反対しなかった。このため取締役会の経営判断の誤りに同社も責任があるとされた。ラロッシュ社倒産事件の被告ロカトム社とソジェラプ

社2社はラロッシュ社の取締役会に出席しなかったが、取締役会への欠席は取締役会で決定された積極経営方針への反対を意味するものではないとして債務填補を命じられた。さらにコミパール社倒産事件では、日常の経営に当たった幹部取締役とともに単に取締役会に出席していただけた取締役とその出身母体の株主会社も債務の填補責任を追求された。破産院は、事業継続が困難であるにも拘わらず、事業の継続に積極的に反対しなかったことを理由に取締役に対して連帯責任を命じており（Cass. com. 25 juin 1996）、また明らかに支払停止の状態にあるものにも拘わらず、損失の拡大を放置した場合にも取締役に責任があるとした（Cass. com. 28 mai 1991）。ただ、控訴院レベルでは経営方針に積極的に関与しなかった取締役について、債務負担額を原告の請求よりも減額した判例がある（CA Versailles 21 oct. 1993 は、請求額7百万フランを5百万フランに減額した）。

企業の破綻の場合には、誤った経営判断が原因と言うことが多いのは確かであろうが、それ以外にも不動産市況の激変、金利や為替相場の変動、市場での競争の激化などの外的な原因もあり、前記3事件を見る限り、結果責任を負わされた感が否めない。

⑤85年法の債務填補責任追及訴訟については、前記の3事件に見られるように、必ずしも経営判断を行った時点の客観的状況に基づいて、その判断が合理的であったかを評価されているとは言い難い。これに対して本邦の判例は、いわゆるビジネス・ジャッジメント・ルール⁽²¹⁾に基づいて経営判断の合理性について判断している。例えば、本邦では取締役の善管注意義務違反について「事実の認識について誤りがなかったか、事実に基づく意思決定に著しい不合理がなかったかという観点から」審査が行われ（東京地判平5・9・16判時1469号25頁）、「取締役が業務の執行に当たって企業人として合理的な選択の範囲内で誠実に行動した場合には・・・注意義務違反があったとして責任を問われるべきでない」（名古屋地判平9・1・20判タ948号86頁）としている。

⑥商事裁判所は、被告取締役の債務填補を連帯責任とするか非連帯責任とするかを、裁量で判断することができる。ナザ社倒産事件の第一審商事裁判所判決は、責任の軽重に応じて被告を3つのグループに分けて負担額を定めたが、第二審判決は裁判所が責任の軽重を判断することはできないとして、被告取締役等全員に連帯責任を負わせた。この結果、少数株主に過ぎない投資会社チャーターハウス社の負担が過重となった。

（2） 「破産の拡張」と「個人破産」

株式会社、有限会社などの企業の形態を採りながら、実態は個人企業であって、個人財産と会社の財産を判然と分けずに、意図的に会社財産を個人資産に移して、会社を破産させることがありうる。こうした会社の「法人格の濫用」を防ぐために、85年法182条は取締役に一定の事由がある場合、会社の資産・負債と当該個人取締役の資産・負債を合算させ、会社の負債を負担させるという「破産の拡張」の制度を定めている⁽²²⁾。

また、85年法の185条から195条は、会社更生、清算に関連して当該企業の取締役等の

「個人破産」を規定している。同190条は、倒産会社の債務填補責任を履行できない取締役に対して個人破産を宣言することを規定し、さらに個人破産を宣言された取締役等は企業経営に当ることができないとしている。これらは破産懲罰主義の一端と言える。

さらに、企業経営者が安易に破産制度を利用するというようなモラル・ハザードの事態を防ぐため、85年法196条以下は「破産犯罪」(banqueroute)を規定している⁽²³⁾。85年法198条は、破産犯罪について、5年以下の拘禁および50万フラン以下の罰金を規定し、証券会社の経営者が破産犯罪の主犯ないし共犯であった場合には、7年以下の拘禁と70万フラン以下の罰金とし、さらに5年間公職に就くことを禁じている。

4. 法人取締役制度 (Personne morale administrateur)

上記の倒産事件のうち、ナザ社事件、ラロッシュ社事件ではいずれも法人取締役にも倒産責任が追求され、またコミパール社事件では、法人株主に対して「事実上の法人取締役」として責任が追及された。ここでフランス会社法に固有の法人取締役制度について説明する。

フランス会社法 91 条は「法人 (Personne morale) は取締役 (Administrateur) に選任される (nommée) ことができる」とし、この場合法人取締役は「常任代表 (Représentant permanent) を指名 (désigner)」し、「常任代表は取締役に就任した場合と同じ条件・義務、民事・刑事上の責任を負う」と規定している。会社の意思決定は取締役会で行われるが、法人取締役は物理的に取締役会に出席できないため、法人取締役の意思を代表する機関として、個人を常任代表として指名する。

例えば、本邦の会社が現地企業に出資し、技術者あるいは販売担当者などを現地企業に幹部職員として派遣している場合、本邦会社が現地企業の法人取締役に就任し、邦人派遣社員を常任代表に指名することが考えられる。この場合邦人派遣社員は、現地企業の幹部と本邦会社との間の連絡役の機能を期待される。

法人取締役制度は、株主が出資先に対してストレートに意思を伝えることのできる制度であり、フランス商事法の実際性を窺わせるものと言える。前記のナザ社、ラロッシュ社の倒産事件のチャーターハウス社、ロカトム社とソジェラブ社は法人取締役であった。

この他、フランスの取締役制度と本邦との相違点としては、フランス会社法には代表取締役の概念がないこと、従って取締役全員が原則として会社を代表すること、フランスでは対外的なアピールを狙って、慣行上有力者を取締役に据える例があるが、法律上「社外取締役」という概念はないことを挙げることができる。フランス企業の取締役は、経営の全体的な方向を監視することを期待されており、日々の経営は取締役会会長 (président directeur général) および補佐の執行役員 (directeurs généraux) に委ねられることが多い (前掲注 (1) 参照)。

5. 商事裁判所 (Tribunal de commerce)

商事裁判所の制度は、中世イタリア都市国家の領事裁判官 (juges consuls) に由来し、フランスでは今日でも一般に商事裁判官は "juge consulaire" と呼び慣わされている。現在では商事裁判所の起源となったイタリアでもこの制度は廃止され、このような商事特別裁判所の制度の例はフランス以外にはほとんど見られない。フランスでは「アンシャン・レジームから生き残っている唯一の裁判所」⁽²⁴⁾ と言われている。

フランス商法第4編「商事裁判管轄」(Livre quatrième de la juridiction commerciale) 第2章「商事裁判所の権限」(Titre deuxième de la compétence des tribunaux de commerce) の631条は、商事裁判所の管轄を次ぎの通り規定している。

- －卸売業者 (négociants)、商人 (marchands)、銀行 (banquiers) 間の契約および取引 (engagements et transactions) に関わる争い
- －商事会社 (sociétés de commerce) に関わる社員 (associés) 間の争い
- －その他全ての者 (toutes personnes) に関わる商事契約 (actes de commerce) 上の争い

また、同632条および633条は、商事契約を「転売目的での動産ないし不動産の購入、不動産ないし営業権 (fonds de commerce) または有価証券の売買・引受の取次ぎ、動産賃貸、製造業等」と規定しており、商事裁判所は商取引に関する専属管轄を有している。

商事裁判官 (juges de tribunaux de commerce) は職業裁判官 (magistrat) ではなく、民間人の中から選出される。商事裁判官の適格性、選出方法については、「司法組織に関する1978年3月16日デクレ78-329号」(以下「司法制度法」という)⁽²⁵⁾ が規定する。商事裁判官の被選挙適格性は年齢30歳以上かつ各地の商工会議所 (Chambre de commerce et d'industrie) のメンバーと規定され、商事裁判所毎に候補者リストが作成され、その中から選挙時点の商事裁判官および商工会議所メンバー等が選挙する(同413条の3)。商事裁判官の任期は2年(同412条の7)であり、14年継続して商事裁判官を務めた場合には被選挙資格を失う(同413条の4)。商事裁判官は無報酬(同412条の15)であり、所要の実費のみ支払われる。またその権威等を損なう行為があった場合には、全国レベルの懲罰委員会は当該商事裁判官について調査を行うこととなっている(同414条の1)。

現在、商事裁判所はフランス各地に227ヶ所設けられ、これは民事訴訟の第一審裁判所である大審裁判所の181ヶ所よりも多い。上記の通り、商事裁判官は原則として職業裁判官ではないが、例外的にフランス東部のアルザス、ロレーヌの2州では商事裁判所は設けられておらず、7ヶ所の大審裁判所 (Tribunal de grand instance) の商事部が管轄し、ドイツ領時代に1877年1月27日法によって導入された参審制 (échevinage。職業裁判官と民間裁判官の共同での訴訟運営) で運営されている。1998年6月現在の総員は3,356人となっており、全員が無報酬であることから一種の名誉職とすることができ

る。

商事裁判所が扱う倒産事件の統計計数は別表の通りである。商事裁判所全体で 1996 年には年間の倒産事件は約 8 万件であり、商事裁判官一人当たりの年間担当事件数は 16 件程度に過ぎない。専門司法官一人当たりの年間担当事件数は平均 327 件⁽²⁶⁾であり、無報酬で奉仕している商事裁判官の事務上の負担は軽い。

なお、倒産事件のうち、商事裁判所が受理し、会社更生を開始した事件の年間総数は、1973 年頃まで年間 1 万件程度で安定的に推移していた。その後 1974 年に 1 万 2 千件、1975 年には 1 万 5 千件に増加し、1980 年に 2 万件に達し、1984 年に 2 万 5 千件を超えることとなった。そこで 1984 年、85 年には 84 年法の制定、85 年法の改正があったが、1987 年には 3 万件を超え、1989 年に 4 万件に増加し、1991 年以降は 5 万件レベルで推移した。さらに 1994 年には 84 年法が改正されたが、現在も企業倒産は増加傾向にある。

6. フランス倒産法の実際性格

商事裁判官は商人または企業経営者といった民間人であり、85 年法 180 条の債務填補責任追及の訴えに対して、実際的な解決が図られることが多い。企業が倒産し、清算されるとその地方の関連の取引先が連鎖倒産することもあり、地域の労働市場が悪化するであろう。現在、フランス全体の失業率は 12%を越えており、雇用の確保は中央政府の最大の優先課題であり、地域経済にとっても重要な課題である。破綻した企業の責任の所在を云々するよりも、まずは雇用の確保が求められる。原理原則的な法文解釈を忠実に適用するよりも、債権者、債務者、被用者等の関係者の全体の利益を総合的に調整して、できるだけ早く問題を解決する方が結果的には経済合理性に適うであろう。フランスではこのようなプラグマティックな判断が働くことが多い⁽²⁷⁾。

85 年法と 84 年法は、85 年法 180 条を含めて、商事裁判所の裁量を広く認め、現実的な解決を指向する精神で貫かれている。他方、裁判所にこのように広い裁量権があることは、原告・被告双方にとって債務填補責任追及訴訟の判決の帰趨を予測し難いものとしていることは否めない。しかしこの予測可能性の低さが、原告・被告双方の訴訟継続意欲を削ぎ、結果として原告・被告両者に和解を促す効果を果たしている。実際性格の具体例は以下の通りである。

(1) 倒産前後の手続きの実際性

企業が倒産あるいは破綻した状態に陥っていなくとも、商事裁判所は財務状況が困難と判断された企業について、税務署および社会保険局から情報収集することができ、当該企業の取締役および監査法人からも事情を聴取することができる（84 年法 34 条）とされ、早い段階から個別の企業の危険な兆候を察知する制度ができています。また、一旦資金的に危険な状態に至った場合も、商事裁判所は職権で債務者と債権者の調停

(*règlement amiable*) を図ることができる (84 年法 35 条)。

調停に至らなかった場合または期日の到来した債務に対する支払いができなかった場合に、当該企業ないしは債権者は商事裁判所に対して会社更生を申立て、または商事裁判所が職権で当該企業の会社更生の開始を命ずることができる (85 年法 3 条、4 条)。債務者の倒産の申立てに当っては、財務諸表を提出することが要求されるため、フランスでは倒産を通常「デポ・ド・ビルン」 (*dépôt de bilan*、財務諸表の届出) と呼び慣わしている。

申立てに基づいて、または職権で商事裁判所は会社更生開始の決定を行う (85 年法 6 条) ことになるが、会社更生開始決定で商事裁判所は倒産手続き全体を管理する主任官 (倒産裁判官)、管財人、債権者代表を任命し (85 年法 10 条)、また更生計画を策定するための準備期間 (*période d'observation*) を設定する (85 年法 8 条) ⁽²⁸⁾。すなわちフランスでは原則として、倒産した企業については再建型倒産手続きが取られ、会社の再建が優先して図られている。通常、再建が奏効しなかった場合に、法定清算に入ることとなる。さらに倒産企業の積極財産のみでは債権者に対して十分な配当ができない場合に、85 年法 180 条に基づく取締役の債務填補責任が問われることになる ⁽²⁹⁾。

以上の通り広い裁量権限を与えられた商事裁判所が、倒産前から倒産後の手続まで全体を専管している点にフランスの倒産法制の特徴が見られる。

本邦の倒産法制は、4 つの法律、5 つの手続き (破産、和議、会社更生、会社整理、特別清算) の複数の選択肢があり、倒産の時点でどの処理を選択するか迫られる。これに対して、フランスの倒産法制は、倒産を防ぐことに主眼を置いた単線型であると言える ⁽³⁰⁾。

(2) 商事裁判所への決算届け

フランスでは、「商業登記に関する 1984 年 5 月 30 日デクレ 84-406 号」 ⁽³¹⁾ 4 条によって、各地の商事裁判所の書記 (*greffier de chaque tribunal de commerce*) が商業登記 (*registre de commerce*) 事務に当ることとされ、また「商事会社に関する 1967 年 3 月 23 日デクレ 67-236 号」 ⁽³²⁾ 293 条により、株式会社は決算書 (*bilan*) を商業裁判所書記に届出ることとされている。

このような計数情報を前提として、商事裁判所は個別企業の業況を認識して平時から企業に対して事情聴取することができる。また、商業裁判所は、フランス固有のデジタル情報システムである Minitel 上で、個々の企業情報 (資本金、役員構成、決算内容等) を一般に公表している。これは取引先企業が相手先の決算状況を知ること、連鎖倒産を回避するための手段となっている。

(3) 破産手続き関係者

倒産法制は、関係者全体から意見を聞き、その間の利害調整を行うことを目的として

おり、関係者の数が多い。倒産手続きの関係者は以下の通りである。

- ① 調停人 (conciateur) : 企業が倒産に至る前の段階で、商事裁判所が任命し、企業存続の手段を検討する (84 年法 35 条)。コミパール事件では調停人が任命されたが、結局調停は成立しなかった。
- ② 主任官 (倒産裁判官) (juge commissaire) : 商事裁判所が更生開始決定で、主任官を指名する (85 年法 10 条 1 項)。主任官は会社更生手続きの迅速な進行と諸利益の保護に配慮する責任がある (85 年法 14 条)。会社が清算を宣告された場合、あらたに商事裁判所は主任官を指名し (85 年法 148 条の 1)、主任官は破産債権届けの確認手続きなどに当る。
- ③ 管財人 (administrateur) : 商事裁判所が更生開始決定で、商事裁判所に登録された有資格者の中から管財人を選任・指名する (85 年法 10 条 1 項)。管財人は更生計画の策定ないし清算の提案を行う (85 年法 18 条)。
- ④ 債権者代表 (représentant de créanciers) : 商事裁判所が更生開始決定で、商事裁判所に登録された有資格者の中から選任・指名する (85 年法 10 条 1 項)。債権者代表だけが債権者の名において、債権者の利益のために行動する資格を有し (85 年法 46 条 1 項)、個々の債権者は更生手続の中で直接意思表示することはない。なお、商事裁判所には、③の管財人と④の債権者代表の有資格者が登録されている。管財人・清算人・鑑定人法は、管財人については全国委員会に有資格者リストの作成を、債権者代表については州委員会に有資格者リストの作成を義務づけている。管財人、法定清算人、債権者代表いずれも地域の利権との不透明な結びつきを疑われることが多く、将来の廃止を含めて、現在制度改正が検討されている。
- ⑤ 清算人 (liquidateur judiciaire) : 会社の更生計画が成立せず、商事裁判所が会社の清算を宣告する場合、商事裁判所はそれまで債権者の代表を務めていた者を清算人に指名する (85 年法 148 条の 1)。清算人は債権者代表と同じ有資格者である。
- ⑥ 従業員代表 (représentant des employés) : フランスの倒産手続きの特徴の一つであるが、企業の倒産は労働市場の悪化を招くため、更生計画を検討する段階から従業員の意見が反映される。商事裁判所が更生開始決定で、被用者の組織である企業委員会 (comité d'entreprise) に対して従業員代表の指名を促し (85 年法 10 条 1 項)、商事裁判所が会社の清算を宣告する場合、商事裁判所は従業員代表を指名する (85 年法 148 条の 1)。従業員 50 人以上の企業は企業委員会を設ける義務があり、労働協約に関わる問題等の労使交渉で労働側の代表となる。
- ⑦ 鑑定人 (expert) : 企業倒産の場合には、負債金額の算定など会計・経理の検証作業を必要とすることが多いが、このために管財人は商事裁判所に対して鑑定人の指名を求めることができる (85 年法 10 条 2 項)。商事裁判所は任務を明示した上で、鑑定人を指名する。鑑定人も管財人・清算人・鑑定人法の対象であり、各商事裁判所毎に有資格者が登録されている。

⑧ 共和国検事（*procureur de la République*）：共和国検事は個別企業の会社更生を申立てることができ（85年法4条2項）、倒産日の確定手続きを求めることができ（85年法9条）、さらに取締役に対する債務填補責任追及の訴えを起こすことができる（85年法183条）。企業倒産という民事に共和国検事が関与できるという点は、エタチズムの国フランスならではと言えるが、民間人が裁判官を務める商事裁判所制度の中にあつて、共和国検事は公益を代表していると考えられる。

⑨ 監査委員（*contrôleurs*）：本邦では監査委員制度は余り利用されていないと言われているが、フランスでは個々の債権者が直接訴訟手続きに登場できないために、必須の機関と位置づけられている。更生開始が決定された場合、主任官が債権者の中から5名を越えない範囲で指名し（85年法15条）、さらに商事裁判所が会社の清算を宣告する場合、監査委員が指名される（85年法148条の1）。監査委員は債権者代表を補佐する役目を負う（85年法15条3項）。破産債権者の中に担保権を持つ別除権者と一般債権者が混在している場合には、それぞれのグループの中から選任する。85年法では債権者を代表するものは債権者代表に限られているが、実際には監査委員は、一種の圧力団体として自分の属する債権者グループの利益の極大化に務めようとしている。

（4）商事裁判長の裁量

85年法は会社更生を第一義とし、仮に構成が奏効せず清算に至っても、関係者の利害を比較衡量しながら、可能な限り破産債権者の満足のいく配当を確保することを目的としている。企業倒産は環境、条件、経緯等個々のケースがいろいろと大きく異なるため、解釈の余地の狭い規定を設けると、却って関係者の利益に反することもありうる。このため訴訟手続き、事実の認定、責任の負担について商事裁判所に広い裁量の余地を認めている。例えば、債務填補責任追及の対象取締役について、「法律上の取締役」以外に「事実上の取締役」に広げること、責任の形態について取締役の連帯責任、個別責任のどちらかを命ずること、いずれも裁判所の裁量であり、個々の倒産事情に応じた判断を可能にしている⁽³³⁾。

「新民事訴訟に係わる 1975年12月5日デクレ75-1123号」（新民事訴訟法）⁽³⁴⁾ 21条は「当事者を和解させることは、裁判官の職務に属する」として、和解の勧誘を規定しているが、倒産事件でも同様に商事裁判所は和解を指向しているようである。例えば、前記のコミパール事件では最終的に株主会社と法定清算人との和解で解決し、商事裁判所長はこれを高く評価した。また、テレビ会社ラ・サンク社は1992年1月に、負債総額40億フランをもって倒産した。準備期間中、数次の再建計画が練られたが、結局成立せず、1992年4月に清算を宣告された。清算人は25%を出資していた株主アシェット社を「事実上の取締役」として、債務填補責任を追求する訴訟を提起した。この訴訟係属中、一部債権者とアシェット社の間で和解が成立する一方、債務填補責任追及訴訟についてはアシェット社は残存負債の25%相当の1億フランの支払を命じられた⁽³⁵⁾。

裁判による解決は、時として第二審に控訴あるいはさらに破毀院まで上告されることもあり、解決までに相当の期間がかかり、倒産した企業の取締役にとっても長期間の訴訟に倦み疲れ、結局債権者や被用者の救済にならないことが多い。このため、商事裁判所自ら関係者の相応の譲歩を得つつ早期の和解を指向しているようである。

7. 判例に対する評価

取締役に対する債務填補責任追及訴訟の増加、とくにナザ社倒産事件で少額出資の株主が巨額の填補責任を問われることになったことを背景に、1997年後半以降現地のマスコミは債務填補責任追及の訴えに関心を持ち、しばしば取上げるようになった⁽³⁶⁾。

経済新聞レ・ゼコーに掲載されたヤン・コラン弁護士の論文は、ナザ社倒産事件、ラロッシュ社倒産事件等を教訓に、取締役リスクを回避するための具体策を次の通り挙げている。

- ・取締役会で自分の意見を述べ、議事録に記録として残す
- ・取締役保険を付保し、リスクをヘッジし、訴訟費用に備える
- ・本来の取締役の経営責任・監督責任を十分に遂行できない場合は、辞職する

破綻の原因となるような意思決定を行った取締役会に出席し、なんらの反対意見も述べなければ、取締役会の一員として経営判断ミスを問われることになる。このような事態を恐れて、取締役会に欠席すれば、欠席は取締役としての監督責任の放棄と看做され、同様に責任を問われる根拠となりうる。

防衛策としては取締役会に出て、経営方針に誤りがあると考えたらはっきり反対意見を言い、それを議事録に記載させることである。しかし、邦人の派遣職員が現地の会社の取締役に就任している場合、言語のハンディキャップがある。取締役会の資料は当日席上配布され、その場で経営幹部から説明され、取締役会の席上で議論して、意思決定を行う。ネイティブ・スピーカーであっても、席上配布される資料を読みこなし、問題点を指摘することは困難と言わざるをえず、まして外国人には不可能に近い。

結局、資本の過半を握り、常時経営に当り、財務内容、業務を熟知している現地企業であれば別であるが、そうでなければ取締役に就任するのは控えた方が賢明であろう。コラン論文は「取締役は名誉職ではなく、責任を伴う」と述べている。

8. 商事裁判制度への批判

司法制度上、裁判の予測可能性は基本的な要請である。しかし、フランスの商事裁判所は広い裁量を与えられ、民間の商人・経営者が裁判官を務めているため、裁判の予測可能性が損なわれていることは否めず、さらにビジネスの上の競争相手が倒産した場合、商売人でもある商事裁判官に客観的な判断を期待することは難しい場面がありうる。商

事裁判官が自分自身の利益を図ることはなくても、パリ以外の地方は小さなコミュニティであり、その中で友人・知人の利益を図ることもありえよう。このように商事裁判官が利益誘導型の判断を行う可能性がないとは言えない。

過去5年間に懲戒対象となった商事裁判官は総数63人であるが、このうち59人は裁判官を辞職し、4人が懲戒処分を受けた。3千人余の商事裁判官総数に比べれば僅かではあるが、上記のような疑いが云々され、司法への信頼を損なうことが懸念された。こうした懸念を背景に、1998年1月28日に国民議会に商事裁判所特別調査委員会が設けられた。同委員会の調査の過程で、弾劾に至らないまでも、商事裁判所と管財人との間の癒着の例が明らかになり、同委員会は調査結果をまとめて、1998年7月9日に報告書を発表した。同報告書は、各地の商事裁判所での事情聴取の議事録等を含め、3巻千数百ページに及ぶ大部なものである。この中で調査委員会は、商事裁判所に職業裁判官を加えた参審制を導入すること、将来司法管財人と企業清算人を廃止すること、商事裁判における検事の役割を拡大すること、商事裁判官と管財人等との癒着を解消するために商事裁判所の裁判管轄地図を再編すること、商事裁判官に十分な教育研修を施すことなどを改善策を提案している⁽³⁷⁾。

一方、警察で商事事件捜査に関わっていたアントワヌ・ゴードィノ元警部は1998年5月に「商事裁判所のマフィア」と題する暴露本を発表し、商事裁判所制度議論に一石を投じた。同書でゴードィノ元警部は、法定清算人が自己の利益を図るために健全な会社を法定清算させている例、清算人が友人の利益のためにライバル会社を清算させた上、清算会社の設備の公開入札に当ってこの友人を優先させていた例、管財人が管理している企業が払う報酬に安住し、何年も更生手続を放置していた例などを固有名詞を挙げて暴いた。名前を挙げられた清算人たちは同書の発行差止めの仮処分を請求したが、結局差止めとならず、同書はしばらくベスト・セラーの上位を占めた⁽³⁸⁾。この後も、各方面から商事裁判所の改正に関して意見が出された⁽³⁹⁾。

前記の通り、民間人による商事裁判所制度は商人自治の伝統に基礎を置いていると言われ、ベルギーにおける参審制の特別裁判所の例を除けば、現在では、主要国の中ではフランスにしか見られない特殊な制度である。この意味ですでに歴史的な使命は終わったのかもしれない。素人の商事裁判官任せとせず、少なくとも参審制を導入して、司法の安定性を確保する改革は必要とも思われる。ただ、今まで無報酬の商事裁判官の善意に頼ってきたことは否めず、仮に職業裁判官を増員するとなれば、当然予算面での手当てが必要となるわけで、財政均衡に務めるフランス政府としては難しい判断に直面しよう。

民間人が裁判する商事裁判所制度については、上記のような癒着といったマイナス面も多いが、商事裁判所制度自体については、企業の設立から清算に至るまでの全ての情報を集約していること、職権をもって機動的に介入することができること、また商事裁判所が広い裁量権を持って関係者全体の利益を極大化するように務めていること、制度として破綻に至る前の段階からの倒産予防体制ができていること、倒産した場合にも原

則として法的処理策が一本化されていることなど、その実際的な側面には学ぶべき点も多いように思われる。

なお、本稿の見解は筆者が個人的立場から作成したもので、筆者の所属団体の見解ではない。

注：

(1) フランスの倒産法は、まず「1807年7月15日デクレ」（以下「フランス商法」という）の第3編に「破産および破産犯罪」"Livre Troisième des Faillites et Banqueroutes"として437条から614条が設けられた。同法の詳細については、小野木 常「破産及破産犯罪」『佛蘭西商法 [ii] [現在外国法典叢書(20)]』（有斐閣、1941年）を参照。その後、同法の規定は「1955年5月20日デクレ 55-583号」に引継がれ、さらに「司法調停および清算に関する1967年7月13日法律67-563号」（Loi No. 67-563 du 13 juillet 1967 relative au règlement judiciaire et à la liquidation des biens）（以下「67年法」という）がこれに代わる形で制定された。85年法は67年法を全面的に改正するもので、1985年にはさらに85年法の適用のための「1985年12月27日デクレ」および「裁判上の管財人、法定清算人、鑑定人に関する1985年1月25日法律85-99号」（Loi no. 85-99 du 25 janvier 1985 relative aux administrateurs judiciaires, mandataires judiciaires à la liquidation des entreprises et experts en diagnostic d'entreprise）（以下「管財人・清算人・鑑定人法」という）が制定された。85年法は1986年1月1日に施行され、1994年には「企業の危機の予防と措置に関する1994年6月10日法律94-475号」（Loi no. 94-475 du 10 juin 1994 relative à la Prévention et traitement des difficultés des entreprises）（以下「94年法」という）によって一部改正され、現在に至っている。取締役の債務填補責任追及の訴えは、67年法99条1項に規定されていたが、85年法180条に継承された。これについては、佐藤鉄男『取締役倒産責任論』72頁（信山社1991年）参照。なお、85年法2条は“Le redressement et la liquidation judiciaire sont applicables à tout commerçant, à tout artisan, à tout agriculteur et à toute personne morale de droit privé”と規定し、1807年フランス商法以来の「商人破産主義」を継承している。一方、フランスでも1980年代後半以降、個人・家計の多重債務や破綻問題が深刻化し、1989年に至って初めて個人破産を規定する「個人および家計の過重債務の回避と予防に関する1989年12月31日法律89-1010号」（Loi no. 89-1010 du 31 décembre 1989 relative à la prévention et au règlement des difficultés liées au surendettement des particuliers et des familles）（ニエルツ法）が制定された。ニエルツ法の適用件数は1995年に約7万件、1996年には8万6千件となっている。

(2) 85年法180条第1項は、“Lorsque le redressement judiciaire ou la liquidation judiciaire d'une personne morale fait apparaître une insuffisance d'actif, le tribunal peut, en cas de faute

de gestion ayant contribué à cette insuffisance d'actif, décider que les dettes de la personne morale seront supportées, en tout ou en partie, avec ou sans solidarité, par tous les dirigeants de droit ou de fait, rémunérés ou non, ou par certains d'entre eux." 「会社更生ないし法定清算において、当該企業の積極財産で負債を支払うことができず、その債務超過が経営判断の誤りに起因する場合、商事裁判所は報酬の有無に拘らず、また登記上、事実上に拘らず、当該企業の取締役に対して、当該企業の負債の全部ないし一部を、連帯してないし非連帯で負担を命ずることができる」とする。なお、原文は責任を負う者を *dirigeants* としている。フランス会社法上、*dirigeants* には *administrateur* (取締役) 以外に *directeurs généraux* (執行役員) も含まれる。フランス会社法 115 条は、*directeurs généraux* を *président* (取締役会会長) を補佐する (*assister*) する者とし、同 117 条は *directeurs généraux* は取締役である必要はないが、第三者に対しては *président* と同一の権限を有すとしている。*directeurs généraux* を「副社長」と訳す例として、早稲田大学フランス商法研究会編『フランス会社法』122 頁 (国際商事法研究所、1975 年)。

(3) 会社からの命令でフランス企業の取締役に就任した個人が、85 年法の債務填補責任追及の訴えに基づいて資金負担を命じられた場合、日本では民法 715 条の使用者責任の法理により、当該負担を会社が肩代わりすることが考えられる。

(4) *Loi No. 66-537 du 24 juillet 1966 sur les sociétés commerciales.*

(5) 早稲田大学フランス商法研究会編『注釈フランス会社法第二巻』522 頁 (成文堂、1977 年) は「取締役会は合議機関 (*organe collégial*) である。したがって法律によって取締役に付与された職務については、取締役は共同で行わなければならない」とし、同 527 頁は取締役会の「決議に反対した取締役は、その旨を議事録に記載することによって、この決議の結果後に会社に損害を生ぜしめた場合に、自己の責任を免れることができる」とする。本邦の「社外取締役」の概念について、占部都美編著「経営学辞典」(中央経済社、1980 年) の「外部重役」の項は「非常勤で取締役にだけ出席する」取締役と説明している。なお日常の会社経営に当らない取締役に迎えている例はフランスでも多く、また実業界の実力者を取締役に迎えることで、企業の評判を高めるといったことが行われているが、法律上「社外取締役」と「日常経営に当る取締役」との間に責任の差は設けられていない。

(6) 85 年法 180 条は、「登記上の取締役」(*dirigeants de droit*)、「事実上の取締役」(*dirigeants de fait*) のいずれも対象とする。「登記上の取締役」とはフランスの商業登記 (*registre de commerce*、一般には書式番号の名称である *K-bis* と呼称している) に、取締役として記載された者を意味する。破毀院は「事実上の取締役」とは「積極的かつ独立して会社経営に当るもの」(*dirigeant de fait celui qui exerce une activité positive et indépendante dans l'administration générale d'une société*) とする (*Cass. com. 9 mai 1978*)。

「事実上の取締役」であることの立証責任は、原告が負う。

(7) 谷口安平『倒産処理法』14 頁 (筑摩書房、1976 年) 参照。谷口教授は不正行為

が介在している場合について「今日においても破産による公・私の資格剥奪は残存しており、また和議が成立しない限り破産手続きによって支払われなかった債務について債務者は終生その弁済の負担から免れず（非免責主義）、また剥奪された資格の回復（復権）には厳重な条件が課せられるのが特にフランス法系の特色」としている。

(8) T. com. Paris 18 jan 1991、CA Paris 18 juin 1991 および Cass. com. 3 jan 1995。

(9) 85 年法 10 条は “Dans le jugement d’ouverture, le tribunal designe le juge-commissaire (以下略)” とし、85 年法 6 条は “Le tribunal statue sur l’ouverture de la procédure, après avoir entendu ou dûment applé en chambre du conseil le débiteur (以下略)” とし、会社更生の開始は債務者等に対する審尋後、jugement で行うこととしている。また 85 年法 148 条の 1 は ”Dans le jugement qui ouvre la liquidation judiciaire, le tribunal désigne le juge-commissaire et un mandataire judiciaire en qualité de liquidateur (以下略)” とし、法定清算宣告の場合には審尋手続を予定していない。本邦の会社更生開始、清算宣告はいずれも決定で行なわれており、また jugement と表現しながらもフランスの手続も判決よりもむしろ決定に近く、本稿では jugement d’ouverture, jugement qui ouvre la liquidation judiciaire をそれぞれ会社更生開始ないし会社更生開始決定、清算宣告ないし清算宣告決定と訳した。

(10) 山下郁夫ほか『フランスにおける民事訴訟の運営』198 頁以下（法曹会、1993 年）参照。レフェレ（référé）とは、双方審尋保全手続であり、本邦の仮の地位を定める仮処分に比較的類似した民事手続である。会社更生、破産の場合には特に鑑定を求めて行われる例が多い。またレフェレに似た手続に、ルケート（requête）がある。これは一方審尋保全手続であり、本邦の仮差押え、仮処分に準じるものおよび証拠保全的なものがある。

(11) T. com. Villeneuve-sur-Lot 16 fev 1996 および CA Agen 19 jan 1998。

(12) コミパール社倒産事件については Les Echos 等の報道を参考にした。なお、Les Echos 8 septembre 1998 は「商事裁判所にとっては本和解は満足すべきもので、この解決は会社の存続に優る」とするパリ商事裁判所マッテイ裁判所長の発言を紹介している。その他 Le Monde 等他紙も同様に本事件が和解によって解決されたことに積極的な評価を与えている。

(13) Loi no. 84-148 du 1er mars 1984 relative à la prévention et règlement amiable des difficultés des entreprises”。84 年法は、94 年法によって大幅に改正されたが、ここでは改正を含めて「84 年法」と総称した。

(14) 85 年法 3 条前段は倒産事由として “La procédure de redressement judiciaire est ouverte à toute entreprise mentionnée à l'article 2, qui est dans l'impossibilité de faire face au passif exigible avec son actif disponible” と規定し、後段で “L'ouverture de cette procédure doit être demandée par le débiteur au plus tard dans le quinze jours qui suivent la cessation des paiements définie à l'alinéa précédent” 期日の到来した債務の支払不能を倒産事由とし、会

社更生の申立てを支払不能から 15 日以内に行うことを義務づけている。一方、同 9 条前段は "Le tribunal fixe s'il y a lieu, la date de cessation des paiements. A défaut de détermination de cette date, la cessation des paiements est réputée être intervenue à la date du jugement qui la constate. Elle peut être reportée, une ou plusieurs fois, sans pouvoir être antérieur de plus de dix-huit mois à la date du jugement d'ouverture" とし、一旦商事裁判所が倒産日を仮決定した後も、18 ヶ月を限度として倒産日を遡及させることができるとしている。倒産日が遡及した場合、85 年法 107 条によって倒産日以降の一定の行為（期日未到来の債務の弁済、無償譲渡等）は無効とされる。

(15) 霜島甲一『倒産法体系』359 頁以下（勁草書房、1990 年）を参照。霜島教授は、一般的に本邦での状況について「企業破綻を隠蔽し倒産の被害を拡大した会社経営者に向けられる社会的非難も理由があり」、「倒産者の財産の充実に図ろうとする要請に対抗した諸制度が増加している」としている。なお、本邦での取締役の倒産責任については、この他に久保利英明「破産会社の役員の個人責任」高木新二郎編『破産・和議の基礎知識・法律知識ライブラリー 9』400 頁（青林書院、1996 年）、米津稜威雄「取締役の責任と責任追及の法理」金法 1454 号 42 頁以下を参照。

(16) 谷口・前掲注 (7)、280 頁参照。谷口教授は「破産・更生管財人、或いは倒産法人自身は適切に理事者の責任を追及すべきであり、これを怠ることは管財人、特別清算人、理事、取締役、管理人等の義務違背となる」としている。

(17) 本邦の会社更生の場合、管財人の申立てによりまたは職権で査定等の処分をすることができる（会社更生 72 条 1 項）。また大阪地判昭 49・4・26 判時 781 号 103 頁は、会社財産を横領した破産会社の取締役に対する監視を行ったとしてその他の取締役にも有責取締役とともに損害賠償責任を認めたが、これらの請求の範囲は会社が蒙った損害に留まる。

(18) 85 年法 183 条は "Dans les cas prévus aux articles 180 à 182, le tribunal se saisit d'office ou est saisi par l'administrateur, le représentant des créanciers, le commissaire à l'exécution du plan, le liquidateur ou le procureur de la République." と規定しており、商事裁判所は職権で（d'office）取締役に債務填補を命ずる処分をすることができる。

(19) Les Echos 26 novembre 1998 の Joëlle Hannelais 弁護士論文を参照。

(20) 佐藤・前掲注 (1) 79 頁参照。佐藤教授によれば、67 年法 99 条 1 項は、債務填補責任を追求する管財人は、(1)会社が裁判上の整理又は財産の清算の手続に入っていること、(2)積極財産の不足が明らかになることを立証すれば足り、「被告の方で会社の事業の管理に必要なすべての活動と精勤を尽くしたことを立証しなければ責任を免れない構造」であり、「まさに責任そのものの推定（présomption de responsabilité）」であった。1985 年の改正によって、法文上は原告が取締役の倒産責任の立証責任を負うことになったが、現実には必ずしも立証責任が完全に転換したとは言い難い。

(21) 平成 5 年の商法改正を契機に本邦でもビジネス・ジャッジメント・ルールの導

入が議論された。証券取引法研究会国際部会訳編『コーポレート・ガバナンス』22 頁（日本証券経済研究所、1994 年）によれば、ビジネス・ジャッジメント・ルールとは「取締役または役員は、会社に対し誠実に、快者の最善の利益に合致すると合理的に信ずる方法で、かつ、通常の慎重な者が同様の地位において類似の状況のもとで尽くすことを合理的に期待される注意をもって、その職務を遂行する義務を負う」とされている。米津・前掲注（15）47 頁は、商法 266 条の 3 第 1 項（悪意・重過失の取締役の第三者に対する損害賠償責任）に関して、「業務を執行する（代表）取締役の経営判断」について、「一般的には経営判断の原則が絡んできたら取締役の重過失責任は否定されると思われ」、「判断が自己の利益のためになされ、またその判断に合理的根拠がなく、他の必要資料の有無および他の対策の有無、それとの優劣について検討され」ないで、「判断に誤りがあったならば重過失ありとされることもやむをえない」としている。また吉戒修一「平成 5 年・6 年改正商法」158 頁（商事法務研究会、1996 年）は「現行の訴訟実務においては、被告取締役の合理的、専門的、裁量的な判断を一応尊重するという経営判断の原則の趣旨と同様の考慮が被告取締役の善管注意義務の認定上行なわれていると思われ」としている。

(22) 85 年法 182 条が「法人格の濫用」として「破産の拡張」を認める事由は以下の通りである。

- －会社の財産を自己の財産のごとく処分すること
- －会社を装い、個人の利益のために商行為を行うこと
- －会社の資産信用を自己のためまたは直接・間接に関係のある他の者のために使うこと
- －個人的利益のために、会社の支払停止を招くような不採算ビジネスを濫りに行うこと
- －虚偽の計算を行い、会社の会計書類を隠匿し、会計規則に違反すること
- －会社の資産の全部ないし一部を隠匿し、負債を詐害的に増加させること
- －法令に反する会計記帳を行うこと

(23) 85 年法 197 条は、第三者の利益を故意に詐害する下記の行為を破産犯罪と規定する。

- －更生手続きを回避するないし遅延させる目的をもって、市場価格以下で転売するために物品等を購入し、不経済な手段で資金調達を行うこと
- －会社の積極財産を流用ないし隠匿すること
- －詐害的に会社の債務を増やすこと
- －虚偽の記帳を行い、会計文書を隠匿し、或いは会計記帳を行わないこと

(24) Michèle-Laure Rassat, *La Justice en France, Que sais-je?* 53 頁（1985）参照。

(25) Décret No. 78-329 du 16 mars 1978 Code de l'organisation judiciaire,

(26) Commission d'enquête (Assemblée Nationale), *Les Tribunaux de Commerce: Une justice en faillite?* Tome 1, 47 頁以下（1998）参照。

(27) 野山 宏「フランス共和国における民事訴訟の実状について」『ヨーロッパにおける民事訴訟の実状』12頁（法曹会、1998年）は、フランスの民事訴訟の実状について「法解釈の面では、論理性がやや弱く、実際的な知恵が強い」としているが、これは商事裁判所にも同様に当てはまると言うことができる。

(28) 94年法によって、85年法1条、148条に「当該企業が業務を停止し、更生が実質的に不可能な場合には、準備期間を設けずに法定清算を命ずることができる」との改正が加えられた。この結果準備期間を設定することは義務的ではなくなり、法定清算は会社更生手続きの一部ではなく独立した手続きと捉えられるようになった。

(29) 小杉丈夫「フランスにおける倒産予防手続きの実務」際商26巻3号253頁参照。小杉弁護士は「フランス倒産法の底流にある、従業員の雇用確保、失業防止を優先するという法政策」としている。また Richard L. Koral ほか, *The New Bankruptcy Reorganization Law in France: Ten Years later* (*The American Bankruptcy Law Journal* Volume 70, 1996) は、会社更生計画の選択に当たって「債権者に1百万フランを用意するが、レイ・オフを予定している計画と、債権者への支払いはないが、従業員全員を維持する計画があれば、裁判所は後者を選ぶ」としている。なお、本論文については、高木新二郎判事による紹介論文がある（比較法雑誌第31巻第三号、日本比較法研究所）。またこの他 Philippe Houillon, *La Genèse de la proposition de loi nouvelle et les travaux parlementaires*, Marie-Anne Frison-Roche 編 *Le nouveau droit des défaillances d'entreprises*, 9頁 (Daloz, 1995) を参照。ウイヨン議員は1994年改正案起草メンバーの一人であり「法定清算の結果、年間約20万人が職を失い、一方債権者への配当は平均28%にとどまる」とし、平均28%という清算配当率に不満を示している。本邦の平均が数パーセントであることに比較すればこの28%の平均配当率は極めて高い。商事裁判所が企業の危険な兆候を早い段階で把握できる体制にあることが、高い配当をもたらしているのかも知れない。

(30) ただし、85年法137条～147条は、司法管財人の指名されない簡易な法定清算手続きを規定する。また前掲注(28)の通り、94年改正により準備期間が設定されず、即時清算が宣告される場合が規定された。

(31) Décret No. 84-406 du 30 mai 1984 relatif au registre du commerce et des sociétés.

(32) Décret No. 67-236 du 23 mars 1967 sur les sociétés commerciales.

(33) 小杉丈夫「日本人からみたフランス倒産法の実務」金法1451号21頁は「倒産手続きが、まずもってこのような裁判所と裁判官の監督のもとにおこなわれる」「フランスの倒産手続きがきわめて仲間うちの、良くも悪くも人間関係に基づいた、外部者にとって、ある意味ではうさん臭い実務によって支えられ」として、「商人自治の伝統を感じさせる」としている。また Koral・前掲注(29)457頁は「フランスの商事裁判所は、米国に比べると父権的 Paternalism」と評価し、高木判事は前掲注(29)390頁で「慢性的に1割を越える高い失業率が続く中で、雇用の維持を最優先させなければならない国情、および中世以来の国が企業に介入することに対して抵抗が少ないことなどの伝統

の違いがその背景にある」としている。

(34) Décret no 75-1123 Nouveau Code de procédure civile du 5 décembre 1975。

(35) 山本和彦「フランス司法見聞録」判時 1432 号から 1471 号、特にアシェット社倒産事件については専ら同 1441 号 25 頁以下を参考とした。

(36) Les Echos 28 octobre 1997 の Yann Colin 弁護士の論文を参考にした。この他 La Tribune des Marchés 3 décembre 1997 は「会社更生ないし法定清算を巡り取締役に対する債務填補責任追及訴訟が増加」、「商事裁判所は経営判断の誤りについて極めて広い見方 (conception très extensive) を持っている」との Annie Bac 弁護士の意見を紹介している。また、Challenge janvier 1998 が取締役倒産責任関連記事を掲載している。

(37) Commission d'enquête (Assemblée Générale) , op. cit., Tome 1, 244 頁以下参照。

(38) Antoine Gaudino, La Mafia des Tribunaux de Commerce (1998) 。ただし、1998 年 6 月 22 日レンヌの大審院は名誉毀損で訴えた SVA 社の主張を認め、著者と出版社に同社への 10 万フランの支払いと新聞 8 紙への判決主旨の掲載を命じた。

(39) Les Echos 30 juin 1998 によれば、Philippe Marini 元老院議員は、民間人の商事裁判官と職業裁判官の交流、管財人について企業での実地研修の義務化、管財人・清算人の報酬体系の透明化を提唱している。さらに La semaine Juridique Entreprise et Affaire No. 44-29 によれば、商事裁判所の参審制導入、管財人等の管轄地域変更、報酬体系変更等の改正案が 1999 年中に国民議会に提出される予定である。

別表

(1) 倒産事件推移

	1991年	1992年	1993年	1994年	1995年	1996年
事件総数	72,673	73,591	78,539	69,616	81,900	79,512
受案件数	52,639	53,738	55,838	47,953	54,327	56,606

(2) 1996年会社更生手続と個人の倒産責任

会社更生手続総数			債務補填責任及び破産拡張等
56,606	即時清算	準備期間設定	8,515
	32,633	23,973	

(3) 1996年中の会社更生（準備期間を設定された事件）

更生計画承認		法定清算（注1）	合計（注2）
8,605	会社存続	19,177	27,782
	企業譲渡		
	6,774		
	1,831		

注1：即時清算決定 32,633 と準備期間経過後法定清算決定 19,177 の合計 51,810 は、会社更生手続件数 56,606 に対して約 90%に相当する。

注2：時間のずれがあるため、合計 27,782 は（2）の準備期間設定事件数 23,973 と合致しない。

出典：Statistiques des affaires commerciales 1996 - Ministère de la justice